平成２６年（フ）第４１７８号
大阪市西成区花園北１丁目４番22号　ペントハウス３―218号、前住所大阪市浪速区恵美須西３丁目14番27号
債務者　馬原長重郎
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目10番20―717号
債務者　宮崎日出雄
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８号
島根県出雲市湖陵町差海1700番地１
債務者　中尾　京子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３７７４号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1202号
債務者　森　　えり
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1780番地１サンライズ瑞穂102号
債務者　大城パオロこと　マロロハス　パオロヘスス
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６００号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1780番地１サンライズ瑞穂102号
債務者　マロロハス瑠美（旧姓清水・武矢）
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５８号
北海道旭川市忠和７条４丁目１番８号　パフューム201号
債務者　北島　敬子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７号
栃木県佐野市茂呂山町９番地19　１Ｆ東、前住所栃木県佐野市亀井町2609番地１
債務者　小川　文夫
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１５４９号
横浜市港北区小机町1490番地　コーポ栄202
債務者　土原慎太郎
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５９号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目46番地10　香南鶴ケ峰101号
債務者　八木　　実
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３９号
静岡県浜松市中区富塚町681番地の１　シャトレ富塚Ｂ棟107号室
債務者　小栗祐司朗
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1922番地61　下道団地215号
債務者　上野　未来
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時15分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第３３号
熊本県球磨郡相良村大字深水1310番地　村住５
債務者　中村　昌弘
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第２３８号
静岡県浜松市中区幸４丁目30番５号、前住所静岡県浜松市東区豊町2472番地の４
債務者　小栗　孝之
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
静岡県焼津市小川新町５丁目２番17号、前住所静岡県榛原郡吉田町片岡1733番地の１　ラフレシールＡ103
債務者　小栗　千明
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係